

令和8年度 町民税・県民税 申告の手引き

(令和7年1月～令和7年12月に得た収入や支払った金額について)

A 収入や所得に関する事項

所得の種類別		内容	必要なもの	所得の計算方法		
ア	事業等	飲食・小売・製造・外交員等で個人事業から得られる所得	帳簿 領収書 支払明細 など	1	収入金額－必要経費 【収入や経費等の内訳を申告書裏面に記入してください】	
		イ		農業		農作物の生産、果物の栽培等から得られる所得
ウ	不動産					家や土地を貸し付けることで得られる所得
エ	利子	預貯金や公社債の利子や合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配に係る所得	詳細が分かる書類	4	収入金額	
オ	配当	株主や出資者が法人から受ける配当や、投資信託の収益の分配に係る所得	支払明細書等	5	収入金額－ 元本の取得に要した負債利子	
カ	給与	給与や賃金(パート・アルバイトを含む)に係る所得	源泉徴収票	6	「B給与所得計算表」を参照	
キ	雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金等に係る所得	源泉徴収票	7	「C公的年金等所得計算表」を参照
		業務	事業と称するに当たらない程度の営利を目的とした継続的行為から生じた所得(講演料、原稿料、著作権料、シルバー人材センターの配分金等)	詳細が分かる書類	8	収入金額－必要経費
ケ	その他	生命保険の個人年金等に係る所得(業務に係るものを除く)	支払証明書等	9	収入金額－必要経費	
コ	総合譲渡	短期	土地・建物・株式以外の資産を譲渡して得られる所得 (取得後から5年以内は短期、5年を超えるものは長期)	契約書 領収書など (詳細が分かる書類)	11 ※	収入金額－(取得費＋譲渡費用) －特別控除額(上限50万円)
		長期				収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(上限50万円)
シ	一時	生命保険の満期や解約により得られる一時金や賞金、競馬等の払戻金等に係る所得	支払通知書等			

※ 所得の計算方法に従い、それぞれ所得金額を計算してください。
計算後に「総合譲渡」と「一時」を合計し「総合譲渡・一時」に記入してください。

B 給与所得計算表

収入金額	所得の計算方法
～ 1,899,999 円	収入－650,000 円※1
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	収入×1/4=A(千円未満切捨) A×2.8-80,000円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	収入×1/4=A(千円未満切捨) A×3.2-440,000円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入×0.9-1,100,000円
8,500,000 円 ～	収入-1,950,000円

C 公的年金等所得計算表

65歳未満(昭和36年1月2日以後に生まれた方)	
収入金額	所得の計算方法
～ 1,299,999 円	収入-600,000 円※1
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入×0.75 - 275,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入×0.85 - 685,000 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入×0.95 - 1,455,000 円
10,000,000 円 ～	収入-1,955,000 円
65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた方)	
収入金額	所得の計算方法
～ 3,299,999 円	収入-1,100,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入×0.75 - 275,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入×0.85 - 685,000 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入×0.95 - 1,455,000 円
10,000,000 円 ～	収入-1,955,000 円

※1 所得金額は0円が下限です(マイナスにはならない)。
※ 公的年金以外の所得が1,000万円超の場合は
収入からマイナスする金額を以下のとおり引き下げる
他の所得が1,000万円超2,000万円以下: 10万円
他の所得が2,000万円超 :20万円

D 申告書裏面に関すること

1	営業等所得の内訳	
2	農業所得の内訳	収入や経費の内訳、給料賃金リスト、事業専従者等の詳細を記入してください。
3	不動産所得の内訳	
5	配当所得に関する事項	配当所得がある方は、種類や会社名、収入金額、必要経費をご記入ください。
6	給与所得の内訳	源泉徴収票が交付されていない方は、月別の内訳や勤務先をご記入ください。
8~9	雑所得(公的年金等以外)に関する事項	公的年金等以外で雑所得がある方は、種目や生ずる場所(収入をもらった会社等)、収入金額、必要経費をご記入ください。例)個人年金やシルバー人材センター配分金など
11	総合譲渡・一時所得に関する事項	譲渡所得や一時所得がある方は、収入金額、必要経費、特別控除額(上限50万円)をご記入ください。
	寄附金に関する事項	ふるさと納税をされた方(ワンストップ特例制度を利用した方を除く)は、「都道府県、市町村分(ふるさと納税等)」に金額をご記入ください。ただし、ワンストップ特例制度をご利用された方で、申告が必要になった場合は、ふるさと納税分も寄付金控除として合わせて申告してください。

E 所得控除に関する事項

控除の種類	内容や条件	控除額	必要なもの
13	社会保険料控除 あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った社会保険料	支払額※3	控除証明書等
14	小規模企業共済等掛金控除 あなたが支払った小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済制度掛金	支払額	掛金払込証明書等
15	生命保険料控除 あなたや扶養親族等を受取人とする生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	「F生命保険料控除計算表」を参照してください	控除証明書
16	地震保険料控除 あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った地震保険料	「G地震保険料控除計算表」を参照してください	控除証明書
17	寡婦控除 ①住民票の続柄に「夫(未届)」の記載の者がおらず、夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族を有しており、前年中の合計所得金額が500万円以下 ②住民票の続柄に「夫(未届)」の記載の者がおらず、夫と死別し再婚していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下	26万円 (①又は②に該当する方)	
18	ひとり親控除 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載の者がおらず、現に婚姻していない、又は配偶者の生死が不明で、生計を一とする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされていない者に限る)がおり、前年中の合計所得金額が500万円以下	30万円	
19	勤労学生控除 大学生や高校生等の学生で合計所得金額が75万円以下	26万円	学生証等
20	障害者控除 あなたや扶養親族等が障害者である場合 特別障害 身体障害者手帳1、2級 療育手帳A1、A2、A 精神障害者保健福祉手帳1級など 障害者である場合 その他 療育手帳B1、B2、B 精神障害者保健福祉手帳2級以下など	30万円 (同居特別障害53万円) 26万円	障害者手帳 認定書※4
21	配偶者控除 ①配偶者の合計所得金額が58万円以下 ②配偶者が事業専従者ではない ③配偶者が他の者に扶養されていない ④同一生計である ⑤あなたの合計所得金額が1,000万円以下	「H配偶者(特別)控除計算表」を参照してください	次の事項を確認してください ①氏名 ②生年月日 ③個人番号(マイナンバー) ④住所
22	配偶者特別控除 ①配偶者の合計所得金額が133万円未満 ②配偶者が事業専従者ではない ③同一生計である ④あなたの合計所得金額が1,000万円以下	0円※5 45万円 38万円 (同居老親45万円) 33万円	次の事項を確認してください ①氏名 ②生年月日 ③個人番号(マイナンバー) ④住所 ⑤合計所得金額
23	扶養控除※6 扶養親族が ①合計所得金額が48万円以下 ②事業専従者ではない ③他の者に扶養されていない ④同一生計である 16歳未満 (平成21年1月2日以降生まれの方) 特定扶養 (平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれの方) 老人扶養 (昭和30年1月1日以前生まれの方) その他の扶養	0円※5 45万円 38万円 (同居老親45万円) 33万円	次の事項を確認してください ①氏名 ②生年月日 ③個人番号(マイナンバー) ④住所 ⑤合計所得金額
24	特定親族特別控除 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合。(給与のみの場合は給与収入が123万円超188万円以下)	「I特定親族特別控除計算表」を参照してください	
25	基礎控除 あなたの合計所得金額が2,400万円以下 あなたの合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 あなたの合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 あなたの合計所得金額が2,500万円超	43万円 32万円 16万円 0万円	
27	雑損控除 あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族が災害、火災、盗難等により住宅や家財に損害をうけた場合	①、②の多い方の金額 ①差引損失額－(総所得金額×10%) ②災害関連支出－5万円	領収書等
28	医療費控除※1 セルフメディケーション税制※2 あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費 健康増進等の取組を行った方で、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般医薬品(スイッチOTC)購入費	医療費支払額－保険金等の補てん金－ (①又は②の少額の方) ①所得合計額×5% ②10万円 医薬品購入費一補てん金-1万2千円 (控除上限額8万8千円)	医療費控除の 明細書 ①セルフメディケーション税制の明細書 ②健診結果通知等

※1 令和7年中に支払った医療費は「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

医療機関や薬局、医療を受けた人ごとに、1年間に支払った金額を集計してください。

※2 申告者が特定健診やがん検診等を受診し、薬局等で特定一般医薬品を購入した場合に控除を申告できます。

薬局やドラッグストアごとに1年間に支払った金額を集計し「セルフメディケーション税制の明細書」を作成してください。

なお、通常の医療費控除を申告する場合は、セルフメディケーション税制は申告できません。

※3 年金特別徴収されている保険税(料)は納付義務者本人のみ控除の対象となります。

※4 介護認定を受けている方で、障害者控除の対象となる方は「ほけん福祉課」で認定書の交付を受けてください。

※5 16歳未満の扶養親族は所得控除の対象ではありませんが、町民税・県民税の非課税判定基準に利用しますので必ずご記入ください。

※6 氏名、生年月日を記入してください。障害者控除に該当する場合は障害の種類や等級をご記入ください。

申告される方と住所が異なる場合は必ず住所を記入してください。

F 生命保険料控除計算表

保険の種類	支払額	控除額
旧制度 ①一般生命保険 ③個人年金保険 (平成23年12月31日以前の契約)	～ 15,000 円	～ 支払額
	15,001 円 ～ 40,000 円	支払額×1/2 + 7,500 円
	40,001 円 ～ 70,000 円	支払額×1/4 + 17,500 円
新制度 ②一般生命保険 ④個人年金保険 ⑤介護医療保険 (平成24年1月1日以降の契約)	～ 12,000 円	～ 支払額
	12,001 円 ～ 32,000 円	支払額×1/2 + 6,000 円
	32,001 円 ～ 56,000 円	支払額×1/4 + 14,000 円
	56,001 円 ～	28,000 円

上記の表で計算後に下記で計算してください

①旧一般生命(上限3万5千円) + ②新一般生命(上限2万8千円) = A (上限2万8千円※)
③旧個人年金(上限3万5千円) + ④新個人年金(上限2万8千円) = B (上限2万8千円※)
⑤介護医療 = C (上限2万8千円)
A + B + C = 控除額 (上限7万円)

※①と②の両方又は③と④の両方について適用を受ける場合は2万8千円が上限になります。

G 地震保険料控除計算表

地震保険		旧長期損害保険	
支払額	控除額	支払額	控除額
50,000 円未満	支払額×1/2	～ 5,000 円	～ 支払額
50,000 円以上	25,000 円	5,001 円 ～ 15,000 円	支払額×1/2 + 2,500 円
		15,001 円 ～	10,000 円

上記の表で計算後に下記で計算してください

地震保険(上限2万5千円) + 旧長期損害保険(上限1万円) = 控除額(上限2万5千円)

※1つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか1つの契約のみに該当するものとする。

H 配偶者(特別)控除計算表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額	控除額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	～58万円	33万円	22万円	11万円
老人		38万円	26万円	13万円
70歳以上【昭和31年1月1日以前】				
58万円超	95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

※居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするものうち、合計所得金額58万円以下である者を同一生計配偶者という。

※同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税者の配偶者を控除対象配偶者という。

I 特定親族特別控除計算表

親族等の合計所得金額	住民税	
58万円超	95万円以下	45万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

J その他

- この手引きは町民税・県民税の申告内容について記載しております。所得税の申告内容については税務署にご相談ください。
- 分離課税(土地や建物の譲渡など)の申告は別の用紙になります。必要な方はご連絡ください。
- 提出される前に、記入した内容や必要なものを確認してください。
- 提出期限を必ず守ってください。
- セルフメディケーション制度を活用される方は、明細書等をいの町ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。またはお問い合わせいただきましたら送付させていただきます。

令和8年度分 町民税・県民税申告書 について

この申告は、令和8年度の町民税・県民税、保険料(税)の算定等の資料となる大切なものです。下記に該当される方は必ず提出してください。
※可能な限り郵送・電子申告を推奨しています。ご協力のほどよろしくお願ひします。

【申告書の提出が必要な方】

- 給与収入がある方で次のような場合
 - 退職、休職等により勤務先で年末調整がされていない方
 - 勤務先から給与支払報告書がいの町に提出されていない方
 - 給与所得以外に所得のある方(その所得が20万円以下の少額な場合を含む)
 - 医療費控除や寄附金控除等の控除を申告する方
- 公的年金等収入がある方で次のような場合
 - 医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除等の控除を申告する方
 - 公的年金等収入【400万円以下】以外に所得がある方(その所得が20万円以下の少額な場合を含む)
- 営業等・不動産・農業所得がある方
- 生命保険契約の解約や満期による一時金や個人年金による所得がある場合 など
- 収入がない方で次のような場合
所得(課税)証明が必要な方、福祉サービスや医療費助成制度、保険料(税)の軽減制度を受ける方
※所得税の還付を受ける方や所得税の納税が必要な方、その他所得税法の規定に該当する場合は町民税・県民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になります。

【申告書を提出する必要のない方】

- 所得税の申告書を税務署に提出する方
- 給与が1か所のみで年末調整がされている方
- 公的年金等収入のみの方で次に該当する方(所得税の還付申告をする方や障害・遺族年金等を除く)
令和8年1月1日の年齢が65歳未満で、公的年金収入金額が98万円以下の方
令和8年1月1日の年齢が65歳以上で、公的年金収入金額が148万円以下の方

【申告に必要なもの】

- マイナンバーが確認できるもの(いずれか1点)
 - ①マイナンバーカード②マイナンバー通知カード(記載内容が住民基本台帳と同一のもの)③マイナンバー記載の住民票
- 本人確認ができるもの(いずれか1点)
 - ①マイナンバーカード ②運転免許証 ③障害者手帳 など
- 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、その他収入や経費が分かるもの
- 営業等・農業・不動産所得の収支内訳書(又は申告書裏面)、帳簿等
- 生命保険契約の満期や解約による一時金又は個人年金等の金額を証明するもの
- 国民年金保険料控除証明書、その他の健康保険の控除証明書、生命保険料控除証明書
地震保険料控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金等の領収書または証明書 など
- 各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書(ほけん福祉課で交付を受けたもの)

【申告書の郵送提出について】

「申告の手引き」を参考に申告書を記入のうえ、「申告に必要なもの」を同封し郵送してください。
「申告に必要なもの」の3～6は原本を、1、2、7はコピーを同封してください。
※同封されていない場合は、控除が受けられない、正しい税額が算定されない等の可能性があります。
○提出期限:令和8年3月16日(月)まで
○提出先:いの町役場町民課(本庁舎2階)
〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1

【申告会場】

本庁舎2階 町民課前ロビー・吾北総合支所住民福祉課・本川総合支所住民福祉課
2月16日(月)から3月16日(月)まで(土・日・祝日を除く)
午前の部9:00～11:00 午後の部13:00～15:00

【税理士相談コーナー】

所得税の申告が必要な方はこの期間にご相談ください。
※土地や建物、株式の譲渡所得や配当所得がある方は受け付けることができなくなりました。
税務署での申告をお願いします。
本庁舎2階 町民課前ロビー
2月16日(月)から2月27日(金)まで(土・日・祝日を除く)
午前の部9:00～11:00 午後の部13:00～15:00

【申告会場での注意事項】

- 医療費控除について
1年間に支払った医療費の額を、「医療を受けた方」、「医療機関及び薬局等の支払先」ごとに分けて、事前に集計を行い、医療費控除の明細書を作成してください。
作成していない場合は順番が前後したり受付ができなかったりする場合があります。
なお、領収書は自宅で5年間保管してください。
- 営業等・農業・不動産所得について
事前に必要経費や収入金額を項目ごとに分けて集計を済ませてください。集計していない場合は順番が前後したり、受付ができなかったりする場合があります。なお、領収書は自宅で5年間保管してください。
- マイナンバー(個人番号)について
配偶者控除や扶養控除を申告する方は、配偶者や扶養親族のマイナンバーを事前に確認してください。
申告者本人は「マイナンバーが確認できるもの」や「本人確認できるもの」を提示してください。
- 必要な書類について
源泉徴収票や証明書等で、提示や添付が義務とされている書類がない方は、申告の受付ができない場合があります。発行元(お勤め先や年金事務所等)で再発行の手続きをしてください。
- 番号札をお取りください
申告会場では「番号札」をお取りになり、「チェックリスト」をご確認のうえ順番をお待ちください。
ただし、医療費控除等の集計が終わっていない場合、必要な書類が不足している場合、申告の内容等によっては、受付の順番が前後する場合があります。
- 申告書の代理作成について
申告書は原則、ご本人自身(代理人を含む)が作成し、提出する義務があります。
ただし、「計算方法や書き方が分からない」や「手が不自由で字を書くことが難しい」などの理由により申告書の作成が困難な場合は、申告書の代理作成をいたしますので、申告の受付時にご相談ください。
※申告書の提出後に不備等が確認されましたら再度、申告会場へのご来場をお願いする場合があります。
その場合は、ご了承ください。

13社会保険料控除

申告者本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために、申告者本人が支払ったものが対象になります。

- 1月から12月までに支払った保険料の領収書等を用意。
- 社会保険の種類ごとに分けて支払った金額を記入し、合計額を合計の欄及び「3所得から差し引かれる金額」の13に記入。
※公的年金から天引き及び本人口座で振替されている保険料は支払った本人のみ控除を申告することができます。

15生命保険料控除

申告者本人や配偶者、扶養親族を受取人とする生命保険契約等の保険料や掛金を申告者本人が支払ったものが対象になります。

- ①保険会社が発行した証明書を用意。
- ②生命保険の種類ごとに分けて支払った金額を記入。
- ③「F生命保険料控除計算表」に基づいて計算し、「3所得から差し引かれる金額」の15に記入。
例)旧一般 50,000円×1/4+17,500円=30,000円
新個人 35,000円×1/4+14,000円=22,750円
介護医療 20,000円×1/2+6,000円=16,000円
控除額 30,000円+22,750円+16,000円=68,750円

16地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために申告者本人が支払ったものが対象になります。

- ①保険会社が発行した証明書を用意。
- ②保険の種類ごとに分けて支払った金額を記入。
- ③「G地震保険料控除計算表」に基づいて計算し、「3所得から差し引かれる金額」の16に記入する。
(例)地震保険 20,000円×1/2=10,000円
旧長期損害保険 7,500円×1/2+2,500円=6,250円
控除額 10,000円+6,250円=16,250円

本人該当事項

対象となる条件や控除額は、「E所得控除に関する事項」で確認してください。

17寡婦控除

該当する理由を○で囲み、控除額を「3所得から差し引かれる金額」の17に記入。

18ひとり親控除

□の欄にチェックし、控除額を「3所得から差し引かれる金額」の18に記入。

19勤労学生控除

学校名を記入し、控除額を「3所得から差し引かれる金額」の19に記入。

20障害者控除

本人が障害者の場合に、該当する障害種別を○で囲み、障害の程度(等級)を記入し、控除額を「3所得から差し引かれる金額」の20に記入。

21配偶者控除、22配偶者特別控除、23扶養控除、24特定親族特別控除

対象となる条件や控除額は、「E所得控除に関する事項」H配偶者(特別)控除計算表、「I特定親族特別控除計算表」で確認してください。
控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満を含む)・特定親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、続柄、住所を記入してください。なお、控除対象配偶者及び特定親族については、合計所得金額を記入してください。
※住所については、同居の場合は☑を、別居の場合は住所を記入してください。
※控除対象配偶者及び扶養親族(16歳未満を含む)が障害者の場合に、該当する障害種別を○で囲み、障害の程度(等級)を記入し、控除額を「4所得から差し引かれる金額」の20に記入してください。
※特定親族該当の方は、特親欄に○を記入。

【問い合わせ先】

- ①町民課 賦課係 ☎088-893-1117
- ※所得税に関することは伊野税務署(☎088-893-1121)にご連絡ください。
 - ②吾北総合支所 住民福祉課 ☎088-867-2300
 - ③本川総合支所 住民福祉課 ☎088-869-2112

8年度分 町民税・県民税申告書																
いの町長 様		1月1日の住所		いの町 1700番地1						当市・変更						
		現住所		イノ タロウ						世帯番号						
提出年月日		7月31日		生年月日				性別		年齢						
年	月	日	氏名	伊野 太郎	大(男)	平(令)	30年	9月	12日	男(男)	年齢					
7	3	17										電話番号		088-893-1117		
個人番号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	電話番号	088-893-1117	

下記の者を代理人と認め、町民税・県民税申告書に関する権限を委任します。

代理人	氏名	住所

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

国民健康保険税	23,000	15 生命保険料控除	50,000
後期高齢者医療保険料		新一般生命保険料	
介護保険料	17,500	旧一般生命保険料	50,000
国民年金		新個人年金保険料	35,000
源泉徴収票のとり		旧個人年金保険料	
		介護医療保険料	20,000
		16 地震保険料控除	20,000
合計	40,500	旧長期損害保険料	7,500

本人該当	17 寡婦	18 離婚・死別	19 学校名	20 身体知的精神認定書	級					
氏名	伊野 花子		個人番号	1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 3						
生年月日	大(男)	平(令)	30年	12月	14日	障害	身体知的精神認定書	級	□	同一生計配偶者(控除対象配偶者)
住所	☑同居		所得		530,000円					

氏名	伊野 和男	個人番号	3333	4444	5555				
生年月日	大(男)	昭(昭)	17年	1月	5日	住所	☑同居		
続柄	子	障害	身体知的精神認定書	級	特親	○	所得	990,000円	
氏名	伊野 茂子		個人番号	6666 7777 8888					
生年月日	大(男)	平(令)	2年	7月	5日	住所	☑同居		
続柄	母	障害	身体知的精神認定書	級	特親	1級	所得	300,000円	

氏名	伊野 和男	個人番号	3333	4444	5555				
生年月日	大(男)	昭(昭)	17年	1月	5日	住所	☑同居		
続柄	子	障害	身体知的精神認定書	級	特親	○	所得	990,000円	

特定	老人	同居老親	一般	16歳未満	合計	特別障害	同居特達	他障害	合計
45万円	38万円	45万円	33万円	0円		30万円	53万円	26万円	20万円
人	人	人	人	人	23	人	人	人	20
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等による補てん金額	差引損額(火災・盗難・天災)

セルフメディケーション				計算方法
特定一般医薬品購入費	健康増進等取組			①A-C-12,000
A □予防接種 □健康診断 □特定健診				(上限88,000)
□がん検診 □人間ドック				②B-C-D
支払った医療費	保険金等による補てん金額	所得合計金額×9%又は10万円(少額の方)	控除額(①又は②)	
B 93,000	C 8,000	D 59,425	25,575	

★ 所得金額調整控除	氏名	個人番号	級		
生年月日	大(男)	昭(昭)	平(令)	身体知的精神認定書	級
続柄	住所		☑同居		

※収入がなかった方の記入する欄

1.次の人に扶養されていた					
氏名	続柄	住所			
2.学生	3.病気療養中	4.生活保護	5.失業中	6.その他(遺族年金、障害年金、預貯金生活)	

受付	コーカス	確シス	確認	郵送	個人番号	備考
				窓口	身分確認	

事	営業等	ア	950,000
業	農 業	イ	
1 収入金額等	不 動 産	ウ	3,000,000
	利 子	エ	
配 当	オ		
給 与	カ	(内専給)	850,000
雑 種	公的年金等	キ	1,700,000
	業 務	ク	900,000
	そ 他	ケ	
譲 渡	短 期	コ	
	長 期	サ	
	一 時	シ	
事 業	営 業 等	1	67,000
	農 業	2	
2 所得金額	不 動 産	3	1,500,000
	利 子	4	
配 当	5		
給 与	6		100,000
3 所得金額	公的年金等	7	600,000
	業 務	8	300,000
	そ 他	9	
合 計	10		900,000
	総合譲渡一時	11	
合 計	12		2,567,000

社会保険料控除	13	40,500	
小規模企業共済等掛金控除	14		
生命保険料控除	15	68,750	
地震保険料控除	16	16,250	
寡婦、ひとり親控除	17	18	
勤労学生障害者控除	19	20	300,000
配偶者(特別)控除	21	22	380,000
扶養控除特定親族特別控除	23	24	860,000
基礎控除	25		430,000
13～25までの計	26		1,970,000
雑損控除	27		
医療費控除	28		25,575
合 計	29		1,995,575

○営業等・農業・不動産の収入があった方

- ①申告書裏面に収入や必要経費の詳細を記入。
- ②申告書裏面で記入した収入金額を「1収入金額等」の ア・イ・ウ にそれぞれ転記。
- ③申告書裏面で記入した年間所得金額を「2所得金額」の 1・2・3 にそれぞれ転記。
例)収入金額 - 必要経費 = 所得金額
営業等
950,000円(ア) - 883,000円 = 67,000円(1)
不動産
3,000,000円(ウ) - 1,500,000円 = 1,500,000円(3)

○給与収入があった方

- ①勤務先から送付された源泉徴収票を用意。
- ②源泉徴収票に記載の支払金額を「1収入金額等」の カ に転記。
- ③源泉徴収票に記載の給与所得控除後の金額を「2所得金額」の 6 に転記。
※源泉徴収票が交付されなかった方は、申告書裏面に詳細を記入し、「B給与所得計算表」に基づいて所得金額を計算してください。
例)収入金額 - 給与所得控除額 - 所得金額調整控除 = 所得金額
850,000円(カ) - 650,000円 - 100,000円 = 100,000円(6)

○雑所得

・公的年金等の収入があった方

- ①年金支払者から送付された源泉徴収票を用意。
- ②源泉徴収票に記載の支払金額を「1収入金額等」の キ に転記。
- ③「C公的年金等所得計算表」に基づいて所得金額を計算し、「2所得金額」の 7 に所得金額を記入。
例)1,700,000円(キ) - 1,100,000円 = 600,000円(7)

・その他の雑収入があった方(個人年金、シルバー人材センター配分金、講演料など)

- ①支払者が発行した証明書等の収入金額が分かる書類を用意。
- ②申告書裏面に支払者や収入金額、必要経費を記入する。
- ③業務に係る収入金額(講演料、原稿料など)を「1収入金額等」のク に記入。
それ以外の収入金額を「1収入金額等」の ケ に記入。
- ④必要経費を差し引いた差引金額を 業務に係るものは「2所得金額」の 8 に記入。

28医療費控除

申告者本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために、申告者本人が支払ったものが対象になります。

- ①1月から12月までに支払った医療費の領収書を用意。
- ②「医療機関や薬局等の支払先」と「医療を受けた人」ごとに支払った金額を集計し、「医療費控除の明細書」を作成する。
- ③支払った医療費の合計額を B に、保険金などで補填される金額を C に記入。
- ④所得合計金額の5%又は10万円のうち、いずれか少ない金額を D に記入。
⑤B-C-D=控除額を計算し、控除額の欄及び「3所得から差し引かれる金額」の 28 に記入。
例)93,000円(B) - 8,000円(C) - 59,425円(D) = 25,575円【セルフメディケーション税制】
- ①1月から12月までに支払った特定一般医薬品(スイッチOTC医薬品)の領収書を用意。
- ②「薬局等の支払先」ごとに支払った金額を集計し、「セルフメディケーション税制の明細書」を作成。
- ③購入費の合計額を A に、保険金などで補填される金額を C に記入。
- ④健康増進等取組の欄で該当する項目を選択する。
- ⑤A-C-12,000円を計算し、控除額の欄及び「3所得から差し引かれる金額」の 28 に記入。
※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかのみ控除を申告できます。